

令和7年度支部事業計画案及び 支部保険者機能強化予算案について

令和7年度KPI及び令和6年度上期KPI進捗状況

	項目		令和7年度KPI	令和6年度KPI	令和6年度上期進捗 (R6.9末時点)		令和5年度KPI	
			(重要業績評価指標)	(重要業績評価指標)	実績	達成状況	実績	達成状況
基盤的保険者機能	1	サービススタンダード達成状況	100%	100%	100%	○	100%	○
	新2	サービススタンダード平均所要日数	7日以内維持					
	新3	現金給付等申請に係る窓口受付率（R6までは郵送化率）	対前年度以下	対前年度以上	94.5%	○	94.3%	×
	4	協会のレセプト点検の査定率	対前年度以上	対前年度以下	0.075%	△	0.114%	
	5	協会の再審査レセプト1件当たり査定額	対前年度以上	対前年度以上	8,910円	△	13,259円	○
	6	返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く）の回収率	対前年度以上	対前年度以上	65.01%	△	78.30%	
	廃止	資格喪失後1か月以内保険証回収率		対前年度以上	84.40%	△	86.42%	×
戦略的保険者機能	1	生活習慣病予防健診受診率	58.7%以上	56.6%以上	25.70%	△	54.8%	×
	2	事業者健診データ取得率	16.3%以上	16.3%以上	4.20%	△	12.3%	×
	3	被扶養者特定健診受診率	36.0%以上	35.6%以上	19.80%	△	32.4%	×
	4	被保険者特定保健指導実施率	27.2%以上	25.5%以上	20.20%	△	20.3%	×
	5	被扶養者特定保健指導実施率	26.7%以上	27.7%以上	16.60%	△	18.3%	×
	6	健診受診月から10か月以内医療機関受診率	対前年度以上	対前年度以上	40.4% (※)	○	35.0%	
	7	健康宣言事業所数	1,450事業所以上	1,350事業所以上	1,301事業所	○	1,156事業所	○
	8	ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	対前年度末以上	80.0%以上	80.4%	○	79.7%	×
	新9	バイオシミラー使用促進事業について、医療機関や関係機関への働きかけを実施	実施					
	新10	SNS（LINE公式アカウント）の運用、毎月の情報発信	実施					
	11	健康保険委員カバー率	57.4%	57.3%	56.5%	△	56.4%	○
		健康保険委員委嘱事業所数	対前年度以上	対前年度以上	2,419事業所	○	2,375事業所	○
組織運営体制	1	一者応札案件割合	15%以下	15%以下	25%	×	15.4%	×

※令和5年4～10月健診受診者のうち受診勧奨基準値該当者について、令和6年9月受付のレセプトまで確認し、集計したもの

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
1. 基盤的保険者機能の盤石化	○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、奈良県等の会議及び協議の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、経済の先行きは不透明であり、保険料収入の将来の推移は予測し難い一方、今後、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の急増が見込まれること、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること等、今	○ 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・ 今後、更に厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を積極的に行う。 ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、奈良県等の会議及び協議の場において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行う。 【重要度：高】 協会けんぽは約4,000万人の加入者、約260万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。 【困難度：高】 協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いているものの、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造は解消されておらず、加えて高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	後も協会けんぽの財政負担が増加する要因が見込まれ、引き続き協会けんぽの財政は先行きが不透明な状況である。そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、運営委員会及び支部評議会で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 - 健康保険証とマイナンバーカードの一体化及び電子申請等の導入に即した事務処理体制を構築する。 - 業務量の多寡や優先度に対応するため、すべての職員の多能化を進め、事務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。 - 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理を行うとともに、職員の意識改革を促進する。 - 業務の実施状況と多能化の推進状況を踏まえ、基盤的業務から戦略的業務への人員のシフトを進める。 【困難度：高】 業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるため、ステップを踏みながら進めており、業務改革の取組みが一定	そのため、より一層、医療費適正化に取り組み、健全な財政運営を確保することが課題である。その上で、支部評議会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来にわたり継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。 ○ 業務改革の実践と業務品質の向上 ① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底 - 業務量の多寡や優先度に対応するため、事務処理体制の強化を図ることで生産性の向上を推進する。 - 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底により業務の標準化・効率化・簡素化を図るとともに、職員の意識改革を促進する。 【困難度：高】 業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするために重要な取組である。 また、業務量の多寡や優先度に対応する最適な体制により事務処理を実施するためには、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、職員の

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	度浸透しているところであるが、健康保険証とマイナンバーカードの一体化にかかる経過措置など制度改革への対応や、電子申請による業務システム刷新等新たな事業と並行して業務改革を推進することは、困難度が高い。 ② サービス水準の向上 i) 現金給付の迅速な支払い - すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。 ii) 申請書の郵送化等促進 - 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、広報媒体の活用及び関係機関との連携により郵送による申請を促進する。また、2026年1月予定の電子申請導入時に混乱なく対応することでサービス水準の向上を図る。 iii) お客様満足度の向上 - 受電体制の強化及び研修の実施による相談業務の標準化や質の向上を推進し、加入者や事業主からの相談・照会についての的確に対応する。 「お客様満足度調査」や「お客様の声」の活用により奈良支部の課題を洗い出し改善を図ることで、更なる加入者サービスの向上に取り組む。	多能化と意識改革の促進が不可欠である。このような業務の変革を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。 ② サービス水準の向上 - 適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。 i) 現金給付の迅速な支払い - 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守するため、引き続き、進捗状況の適切管理及び着実な実施により、正確・迅速・丁寧な処理で安定した給付を提供する。 ii) 申請書の郵送化促進 - 電話・窓口対応時における奨励や広報媒体の活用及び関係機関との連携により各種申請の郵送化を促進する。 iii) お客様満足度の向上 - これまでのお客様満足度調査の結果を踏まえ、電話相談の満足度向上のため、加入者等からの相談・照会に的確に対応できるよう、「相談体制」を整備し強化する。 - 支部広報計画に基づき、適格なスケジュールで分かりやすい広報を行うことで、加入者等の利便性向上を図るとともに、相談業務の効率化に繋げる。 - お客様の声に基づく加入者等の意見や苦情等から奈良支部の課題を洗い出し改善する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めている。現金給付の申請件数が年々増加しているなか、令和5年1月のシステム刷新による自動審査の効果や全支部の努力により平均所要日数7日以内を実現しており、今後も事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等によりこの水準を維持していく必要がある。また、加入者・事業主の更なる利便性の向上を図ることで、窓口来訪者の負担を軽減する。そのためには、使いやすい電子申請システムの構築や加入者への電子申請の普及に努めなければならない、困難度が高い。 ■ KPI：1）サービススタンダードの達成状況を100%とする 2）サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する。 3）現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする。 ③ 現金給付等の適正化の推進 以下の現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるために、OJTや勉強会等を実施する。 1）現金給付審査の適正な実施 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、業務マニュアルにもとづき、年金機構との情報連携やマイナンバー情報	【困難度：高】 現金給付の審査・支払いを適正かつ迅速に行うことは保険者の責務であり、特に傷病手当金及び出産手当金については、生活保障の性格を有する給付であることから、サービススタンダードを設定し、100%達成に努めているが、傷病手当金など現金給付の申請件数が年々増加しているなか、サービススタンダードを遵守していくためには、事務処理体制の整備や事務処理方法の見直し、改善等を常時実施する必要がある。加えて、新型コロナウイルス感染症の傷病手当金のように、申請件数が突発的に増加することもあり、KPIの100%を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を対前年度以上とする ③ 現金給付等の適正化の推進 1）現金給付審査の適正な実施 ・傷病手当金と障害年金・老齢年金の併給調整を適正に実施する。 - また、傷病手当金受給者のうち、労働者災害補償保険法等に基

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	照会等を確実にを行う。 ・労働者災害補償保険法等に基づく給付を受けられる可能性のある者に対する支給状況を労働基準監督署等に照会し、適正に審査を行う。 ・現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化PT（支部内に設置）において内容を精査し、事業主への立入検査を実施するなど、厳正に対応する。 ・海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航が分かる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ii) 柔道整復施術療養費等の適正化 ・柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施し、重点的に審査を行う。また、不正が疑われる施術者については地方厚生局へ情報提供を行う。 ・あんまマッサージ指圧・はりぎゅう施術療養費について、長期かつ頻回等の過剰受診の適正化を図るため、加入者及び施術者へ文書により施術の必要性について確認するなど、審査を徹底する。 iii) 被扶養者資格の再確認の徹底	づく給付を受けられる可能性のある者に対する支給状況を労働基準監督署等に照会し、適正に審査を行う。 ・不正の疑いのある事案については、支給の可否を再確認するとともに、保険給付適正化プロジェクトチーム会議において事案の内容を精査し、重点的な審査（事業主への立ち入り検査を含む）を行うなど、厳正に対応を行う。 ・海外出産育児一時金について、海外の渡航が分かる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。 ・標準化した業務プロセスによる事務処理を徹底するとともに、審査・確認業務の正確性と迅速性を高めるため、計画的にOJT等を実施する。 ii) 柔道整復施術療養費等の適正化 ・柔道整復施術療養費及びあんまマッサージ指圧・はりぎゅう施術療養費について、多部位、頻回、長期の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診の適正化を図るため、加入者や施術所への文書照会等を強化する。 iii) 被扶養者資格の再確認の徹底

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	・ 被扶養者資格の再確認について、宛所不明による未送達事業所に係る所在地調査や未提出事業所への電話、文書での勧奨により、被扶養者資格確認リストを確実に回収して、被扶養者資格の再確認を徹底する。 ④ レセプト内容点検の精度向上 ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 自動点検マスタの更新により、システムを最大限に活用した点検を実施する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有するとともに、高点数レセプトの点検を強化する等、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。 ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、積極的に申し入れを行い、支部間差異の解消に努める。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々	・ マイナンバーを活用した効率的な再確認を実施する。 ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 ④ レセプト点検の精度向上 ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、効果的かつ効率的な点検を推進する。 ・ 自動点検マスタを定期的に更新し、システム点検の効率化を図る。また、社会保険診療報酬支払基金において、審査支払新システム（AI）によるレセプトの振り分けが行われていること等を踏まえ、内容点検効果の高いレセプト（目視対象に振り分けられたレセプト等）を優先的かつ重点的に審査する。 ・ 勉強会や研修等により、点検員のスキルを向上させ、内容点検の更なる質的向上を図る。 ・ 社会保険診療報酬支払基金の「審査結果の不合理的な差異の解消の取組」における差異事例の把握状況や検討結果等を注視するとともに、引き続き支払基金との毎月の協議の場においても積極的に申し入れを行い、支部間差異の解消に努める。 ・ 資格点検、外傷点検を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。 【困難度：高】 一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）を行っている協

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	積み重ねられていく。一方、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：1）協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 2）協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 - 保険者間調整を積極的に活用するとともに、弁護士と連携した効果的な催告及び法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。 - 本部による債権管理回収事務担当者研修会を受講するなどにより債権の適切な管理、回収率の向上を図っていく。 - オンライン資格確認による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所からの早期の届出について、日本年金機構と連携し周知広報を実施する。	会では、システムの精度や点検員のスキル向上により、その査定率は既に非常に高い水準に達している。このような中で、KPI を達成することは、困難度が高い。 ■ KPI：①協会のレセプト点検の査定率（※）について対前年度以上とする （※） 査定率＝協会のレセプト点検により査定（減額）した額÷協会の医療費総額 ②協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化 - 発生した債権（返納金、損害賠償金等）については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、「債権管理・回収計画」に基づき、早期回収に向けた取組を着実かつ確実に実施する。 - 無資格受診に係る返納金の発生を抑止するため、業務マニュアル等に基づき、健康保険証未返納者に対する早期の返納催告を確実に実施する。 - 日本年金機構と連携し、資格喪失時における健康保険証の返納について、事業所等へ周知徹底を図る。併せて、オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、事業所から早期かつ適正な届出が行われるよう、周知広報を実施する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、保険者間調整※1による債権回収が有効な手段であるところ、レセプト振替サービス※2の拡充により、保険者間調整による債権回収の減少が見込まれる。しかしながら、それ以上に、レセプト件数の増加に伴い、返納金債権の件数や金額が増加している中、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ■ KPI：返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を対前年度以上とする	【困難度：高】 返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、レセプト振替サービス※1の拡充により、保険者間調整※2による債権回収の減少が見込まれるところであり、KPIを達成することは困難度が高い。 また、資格喪失の届出が電子申請で行われる場合、健康保険証は別途郵送等により返納されることになるため、（健康保険証を添付できる）紙の届出に比べ、返納が遅れる傾向にある。今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。 ※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。 ※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。 ■ KPI：①返納金債権（診療報酬返還金（不当請求）を除く。）の回収率を前年度以上とする ②日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の健康保険証回収率を前年度以上とする ※マイナンバーカードと健康保険証の一体化（健康保険証の廃止）が行われるまでの取組とする

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	○ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進 i) オンライン資格確認等システムの周知徹底 ・医療DXの基盤であるオンライン資格確認等システムについて、制度の概要やメリットを加入者・事業主に周知する。 ・マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。 ・マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。 ii) マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が終了することに伴い、より一層のマイナ保険証の利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書・資格情報のお知らせ等を遅延なく、円滑な発行等に取り組む。 特に、経過措置が終了しても、全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、経過措置期間終了前に資格確認書を発行する。 【重要度：高】 2025（令和7）年12月1日に従来の健康保険証が使用可能な経過措置期間が満了することから、マイナ保険証の利用促進を進めつつ、円滑に資格確認書を発行し、安心して医療機関等へ受診できる環境を整備しなければならない。また、デジタル・ガバメント実行計画により令和7年度末までの電子申請導入が求められていることから、システム構築と申請受付を確実に実行しなければ	○ ICT化の推進 ① オンライン資格確認等の円滑な実施 ・国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進・周知・広報等を行う。 ・マイナンバーを正確に収録するため、加入者に対するマイナンバーの照会を適切に行う。 ② マイナンバーカードと健康保険証の一体化への対応 ・マイナンバーカードと健康保険証の一体化後も加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナンバーカードの健康保険証利用を推進するとともに、制度に係る広報や資格確認書の円滑な発行等に取り組む。 【重要度：高】 オンライン資格確認等システムは、国の進める医療DXの基盤となる取組であり、その一環としてのマイナンバーカードと健康保険証の一体化及び電子申請等の導入については、加入者・事業主の利便性向上及び業務効率化に繋がるものであることから、重要度が高い。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	らず、重要度が高い。 【困難度：高】 経過措置期間が終了し、健康保険証が使えなくなるという大きな変換期を迎えても、加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、新たに発生する資格確認書・資格情報のお知らせの発行等の業務を着実かつ円滑に行う必要がある。加えて、マイナ保険証利用推進は、保険者の取組のみならず、医療機関や薬局、国等の取組が必要であり、関係者が一体となって進めていく必要があることから、困難度が高い。	【困難度：高】 マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けては、国の方針を踏まえながら一体化に対応するため、本部における新たな業務フローの検討やシステム改修等を含めて、極めて短期間で行う必要があることから、困難度が高い。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
2. 戦略的保険者機能関係	○ データ分析に基づく事業実施 ① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータや分析事例及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じ外部有識者の助言も得ながら実施する。 ・ 本部研修への積極的参加及び支部内研修の実施等による分析可能職員の増加を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、外部有識者の知見等について、協会の事業へ適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・ 令和6年度実施の「睡眠アンケート調査及びその分析事業」の結果を踏まえ、学識経験者の助言を得ながら事業主及び加入者へ適切にフィードバックし、職場での健康づくりの普及促進及	○ データ分析に基づく事業実施 ① 医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上 ・ 地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出したデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、外部有識者の助言も得ながら実施する。 ・ 本部研修への積極的参加及び支部内研修の実施等による分析可能職員の増加を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する高度な知識が求められることから困難度が高い。 ② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用 ・ 令和5年度に引き続き、特定保健指導対象者の減少率が高い要因分析を学識経験者の助言を得ながら行い、保健指導による疾病防止を一層推進する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	び加入者の健康増進を図る。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究成果について、協会の事業へ適切に反映させるためには、統計・データ分析・医療・保健等に関する外部有識者との専門的な議論や、進捗確認・研究への助言を行う必要もあることから困難度が高い。 ③ 好事例の横展開 ・「睡眠アンケート調査及びその分析事業」の結果及びそのフィードバック事業の成果について、協会内での情報共有のほか、保険者協議会等協会外においても積極的に発信し共有を行う。 【重要度：高】 医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、都道府県単位保険料率が高い水準で推移しているプロジェクト対象支部の保険料率上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果	③ 支部課題に対する調査分析 ・男女ともに睡眠で休養が取れていない者の割合が全国比高い状況が続いているため、原因の調査分析を行う。 【重要度：高】 調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 【困難度：高】 外部有識者の研究への助言や研究成果を活用した方策の検討には、高度な医学知識も要することから困難度が高い。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。 また、国民健康保険中央会等と協働し実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、被用者保険と地域保険が連携した生活習慣病予防・健康づくりの取組、ひいては地域住民全体の健康度の向上に向けた施策の推進に寄与するものであり重要度が高い 【困難度：高】 医療費や健診結果等のビッグデータから加入者や地域の特徴を把握するには、統計・データ分析に関する知識が求められる。また、医療費・健診データを用いた医療費の地域間格差の要因分析や事業企画等にあたって、外部有識者の助言を適切に反映させるためには、外部有識者と医療・保健等に関する専門的な議論も必要となることから困難度が高い。加えて、各支部においては、これまで地域の特性を踏まえた医療費適正化の取組を積極的に実施してきたが、とりわけ、プロジェクト対象3支部においては、保険料率が高い水準に留まっており、保険料率上昇の抑制を図ることは困難度が高い。 更に、国民健康保険中央会等と協働して実施するモデル事業や、支部が地域保険と協働して実施する事業については、地域保険の運営等を担う多くの関係機関（国民健康保険中央会、都道府県国民健康保険団体連合会、モデル市町村、都道府県等）と調整等を図りながら進める必要があり、困難度が高い。 ○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 1) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボ	○ 健康づくり ① 保健事業の一層の推進 ◆ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組 ・「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボ

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	ヘルスの取組」を柱として策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各取組を着実に実施する。 その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値の改善等の目標）> 被保険者のLDLリスク（LDL$\geq$140mg/dl）保有率3%減 <対策を進めるべき重大な疾患（10年以上経過後に達するゴール）> 虚血性心疾患による入院外受診率を5%減らす ii）健康リテラシー教育の推進 ・地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDGsの視点も踏まえ、高校生等への健康教育に取り組む。 ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 i）生活習慣病予防健診 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、被保険者数50人未満の事業所における健診未受診者に対し、下期にダイレクトメールによる受診勧奨を行う。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、受診率への影響が大きい	ヘルスの取組」を柱として策定した第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各取組を着実に実施する。 その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。 <上位目標> 虚血性心疾患による入院外受診率を5%減らす ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上 i）生活習慣病予防健診 ・被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、被保険者数50人未満の事業所における健診未受診者に対し、下期にダイレクトメールによる受診勧奨を行う。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、受診率への影響が大きい

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	と見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・令和8年度から人間ドックに対する補助や若年層（20歳、25歳、30歳）を対象とした健診、40歳以上の偶数年齢の女性を対象とした骨粗鬆症検診が開始となることも踏まえ、新規委託健診機関の増加や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境の充実に向けて健診機関への働きかけを行う。 ・健診自己負担額の軽減や付加健診対象年齢の拡大に加え、令和8年度から人間ドックに対する補助等が開始となることについて、「顔の見える地域ネットワーク」を活用しつつ、生活習慣病予防健診のメリット等と併せ、引き続き積極的に広報を行う。 ii) 事業者健診データの取得 ・事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的に文書・電話による提供勧奨を実施し、事業者健診データの取得を推進する。 ・同意書提出済事業所からの健診データの取得について、提供可能な健診機関を増やし、効率的かつ定期的に提供を受けられる体制を構築する。 ・奈良労働局や商工会等の関係機関と引き続き連携し、集団健診等での事業者健診データ取得を推進する。 ・令和7年度から開始される電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するため、健診機関への働きかけを行う。	と見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 ・新規委託健診機関の増加や休日受診できる健診実施機関の拡大等、受診環境の充実に向けて健診機関への働きかけを行う。 ・令和5年度からの健診自己負担額の軽減、及び令和6年度からの付加健診対象年齢の拡大について、生活習慣病予防健診のメリット等と併せ、引き続き積極的に広報を行う。 ii) 事業者健診データの取得 ・事業者健診データ取得率への影響が大きいと見込まれる事業所を選定し、重点的かつ優先的に文書・電話による提供勧奨を実施し、事業者健診データの取得を推進する。 ・同意書提出済事業所からの健診データの取得について、提供可能な健診機関を増やし、効率的かつ定期的に提供を受けられる体制を構築する。 ・奈良労働局や商工会等の関係機関と引き続き連携し、集団健診等での事業者健診データ取得を推進する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	Ⅲ）被扶養者の特定健康診査（特定健診） ・協会主催の集団健診について、人口密集地・商業施設・ホテル等をはじめ県内広範囲で利便性の高い会場を設定することで、受診機会を充実させ受診率向上を図る。また、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」等のオプション健診等を活用し、魅力的な健診を実施することにより、受診率の向上を図る。 ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題の洗い出しを行い、受診率向上のための対策を検討・実施する。 ・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診を促進し、受診率向上を図る。 ・市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、特定健診とがん検診の同時実施等の拡大を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、	Ⅲ）被扶養者の特定健康診査（特定健診） ・協会主催の集団健診について、人口密集地・商業施設・ホテル等をはじめ県内広範囲で利便性の高い会場を設定することで、受診機会を充実させ受診率向上を図る。また、オプション健診の充実を図り、魅力的な健診を実施することにより、受診率の向上を図る。 ・協会主催の集団健診時に、受診者にアンケートを実施して課題の洗い出しを行い、受診率向上のための対策を検討・実施する。 ・奈良県医師会と協働で、かかりつけ医での特定健康診査の受診を促進し、受診率向上を図る。 ・市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、特定健診とがん検診の同時実施等の拡大を図る。 【重要度：高】 健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008年10月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8割以上が被保険者9人以下の中小企業である。そのため、1事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部を含

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	国が示す目標値の達成に向けて著実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を58.7%以上とする 2）事業者健診データ取得率を16.3%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を36.0%以上とする ③ 特定保健指導の実施率及び質の向上 1）被保険者への特定保健指導 ・第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な利用動奨を実施する。 ・特定保健指導実施率が高い事業所の職場環境整備に関する創意工夫を記載した事例集等を活用し、経年的に特定保健指導の利用がない事業所に対する情報提供を実施する等、加入者や事業主に対し、様々な機会を通じて特定保健指導を利用することの重要性について周知広報を行う。	め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて著実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI：1）生活習慣病予防健診実施率を56.8%以上とする 2）事業者健診データ取得率を16.3%以上とする 3）被扶養者の特定健診実施率を35.6%以上とする ③ 特定保健指導の実施率及び質の向上 1）被保険者への特定保健指導 ・2024年度から開始される第4期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲2センチかつ体重2キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲1センチかつ体重1キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。 ・健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な利用動奨を実施する。 ・アウトソースによる事業所への特定保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導実施数の更なる増加に努める。また、特定保健指導案内から一定期間経過後に事業所への再動奨を行う等により、実施率向上を図る。 ・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に対し、研修

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	・アウトソースによる事業所への特定保健指導案内を拡大し、効率化を図ることで、1日当たりの特定保健指導初回面談実施数の更なる増加に努める。また、特定保健指導案内から一定期間経過後に事業所への再勧奨を行う等により、実施率向上を図る。 ・健診当日に特定保健指導を実施している健診機関に対し、研修会等での好事例の共有、また、アンケートやヒアリングを通じた課題共有と働きかけにより、健診当日の特定保健指導の実施率向上を図る。 ・健診機関を対象とする説明会での働きかけ及びトップセールスにより、特定保健指導外部委託機関数を増加させる。 ・特定保健指導専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。 ・ICTを活用し、協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。 ・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進するとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。 ii) 被扶養者への特定保健指導 ・被扶養者にとって利便性が高くかつ効果的な特定保健指導を実施する観点から、健康意識が高まる集団健診当日の初回面談を推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の	会等での好事例の共有、また、アンケートやヒアリングを通じた課題共有と働きかけにより、健診当日の特定保健指導の実施率向上を図る。 ・健診機関を対象とする説明会での働きかけ及びトップセールスにより、特定保健指導外部委託機関数を増加させる。 ・特定保健指導専門業者への外部委託により、初回面談からの特定保健指導を更に推進させる。 ・Web会議システムを活用し、協会保健指導者による遠隔面談を積極的に行う。 ・特定保健指導継続支援の外部委託を更に推進するとともに、外部委託業者との情報共有を図り、特定保健指導の途中中断率減少に努める。 ii) 被扶養者への特定保健指導 ・被扶養者にとって利便性が高くかつ効果的な特定保健指導を実施する観点から、健康意識が高まる集団健診当日の初回面談を推進する。 【重要度：高】 特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（35％）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を27.2％以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を26.7％以上とする ④ 重症化予防対策の推進 i）未治療者への受診勧奨 ・事業者健診データを取得した者や特定健診を受診した被扶養者を含め、血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。	医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029 年度の目標値（35％）が示されており、重要度が高い。 【困難度：高】 協会は、被用者保険の最後の受け皿として、2008 年 10 月の協会発足以降、日本年金機構の適用拡大や健康保険組合の解散等により加入者数は大幅に増加している。また、協会の加入事業所は、8 割以上が被保険者 9 人以下の中小企業である。そのため、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少なく、山間部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効果的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。 ■ KPI：1）被保険者の特定保健指導実施率を25.5％以上とする 2）被扶養者の特定保健指導実施率を27.7％以上とする ④ 重症化予防対策の推進 i）未治療者への受診勧奨 ・特定健診を受診した被扶養者を含め、血圧・血糖・LDL コレステロール値に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施するとともに、事業者健診データを取得した者等に対する受診勧奨を

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	・未治療者に対して特定保健指導等の機会を活用し、早期受診の重要性について周知徹底を図る。 ・従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて、職場の健康づくりに関する意識の醸成を図る。 ・奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDL コレステロール高値、かつ未治療者に対して、健診機関から健診結果と併せて受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。また、健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業の契約健診機関数を増やす。 ・慢性腎臓病（CKD）の重症化予防を目的に、対象者に文書による受診勧奨を実施する。 ii) 糖尿病性腎症重症化予防 ・糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐため、奈良市及び奈良市医師会と連携し、奈良市内にかかりつけ医を持つ加入者に、かかりつけ医の指示に基づき保健指導を実施する。 ・奈良市以外の地域については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りつつ、アウトソースにより実施する。 iii) ロコモティブシンドローム・脂質異常症予防 ・奈良市及び奈良市医師会と連携し、ロコモティブシンドローム及び脂質異常症予防のため、健診時の質問票で運動習慣が不足している者に対し、助言・指導事業を実施する。	新たに実施する。 ・奈良県医師会と連携して、生活習慣病予防健診の結果、血圧・血糖・LDL コレステロール高値、かつ未治療者に対して、健診機関から健診結果と併せて受診勧奨文書（レッドカード）を送付する。また、健診機関に対する説明会等を通じて、レッドカード事業の契約健診機関数を増やす。 ・慢性腎臓病（CKD）の重症化対策を目的に、対象者に文書による受診勧奨を実施する。 ii) 糖尿病性腎症重症化予防 ・糖尿病性腎症患者の透析移行を防ぐため、奈良市及び奈良市医師会と連携し、奈良市在住在勤加入者へかかりつけ医の指示に基づき保健指導を実施する。 ・奈良市以外の地域については、奈良県医師会等の関係団体と連携を図りつつ、アウトソースにより実施する。 iii) 慢性閉塞性肺疾患（COPD）予防 ・奈良市・奈良市医師会と連携し、COPD 予防のため、喫煙者へ禁煙外来の受診啓発事業を実施する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする （※）2025（令和7）年度から開始する胸部エックス線検査に基づく受診動向における医療機関受診率を除く ⑤ 生活習慣病予防を目的とした歯科検診の啓発・実施 ・奈良県歯科医師会等と連携し、健康宣言事業所や集団健診受診時の被扶養者等に対し、歯周病予防の重要性と定期的な歯科検診の必要を周知啓発する。 ・奈良県歯科医師会と連携し、被扶養者の集団健診（一部会場）において、歯科検診を実施する。 ⑥ コラボヘルスの推進 ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させ、健康経営の「質の向上」を図る。 ・健康宣言事業所及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、自治体及び商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、地域金融機関、生保・損保会社等協力事業者とも連携し、健康経営の普及促進を図る。 ・健康講座の外部委託について、医師や専門家等によるメンタル	【重要度：高】 要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。 ■ KPI：健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度以上とする ⑤ 生活習慣病予防を目的とした歯科検診の啓発・実施 ・奈良県歯科医師会等と連携し、健康宣言事業所を中心に歯科講習会の利用を促し、歯周病予防の重要性と定期的な歯科検診の必要を周知啓発する。 ・奈良県歯科医師会と連携し、被扶養者の集団健診（一部会場）において、歯科検診を実施する。 ⑥ コラボヘルスの推進 ・「職場まるごと健康宣言」について、宣言事業所に対してのサポートを充実させることにより「質の向上」を図る。また、「宣言事業所数の拡大」にも並行して力を入れることにより、県内加入事業所の健康経営の普及促進に努める。 ・「職場まるごと健康宣言」及び健康経営優良法人認定事業所の更なる拡大に向け、自治体、商工会議所等の経済団体や社会保険労務士会、地域金融機関、生保・損保会社等協力事業者とも連

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	ヘルス対策メニューを新たに追加するとともに、形式も対面形式とオンライン形式との併用とすることで、健康講座の利便性を高める。 - 健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介を事例集配布やテレビ等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。 - 健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等が見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配付する。また、新規宣言事業所については、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問のうえ、健康経営サポート（健康経営サポートメニュー及び特定保健指導の案内、健康づくりのアドバイス等）を行う。 - 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等との連携を強化しメンタルヘルス予防対策を拡充及び推進する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 15 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。	携し、健康経営の普及促進を図る。 - 外部委託により保健師、管理栄養士、健康運動指導士などの専門職を加入事業所へ派遣して行う健康講座について、従来の事業所を訪問して実施する講座に加え、ICT（ZOOM など）を活用した講座も利用できるようにすることにより、加入事業所に利用していただきやすい環境を整える。 - 健康経営に積極的に取り組む事業所の好事例紹介を事例集配布やテレビ等により広報し、「職場まるごと健康宣言」の普及促進を図る。 - 健康経営に取り組む事業所が健康課題を把握できるよう事業所単位で健康診断データ等が見える化した「事業所カルテ」を健康宣言事業所に配付するとともに、支部職員及び保健師・管理栄養士が事業所訪問する際に活用することにより事業所へのサポートを引続き実施する。 - 保険者として、事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を推進する。 【重要度：高】 超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（ＴＨＰ指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 50 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	■ KPI：健康宣言事業所数を 1,450 事業所（※）以上とする （※）標準化された健康宣言の事業所数及び今後標準化された健康宣言への更新が見込まれる事業所数 ○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 医薬品の安定的な供給を前提とし、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）80%以上を維持、向上できるように、地域や支部の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。（ただし、供給問題等、現下の状況を十分踏まえて、具体的な取組内容は慎重に検討する） ・ ジェネリック医薬品（数量ベース及び金額ベース）における薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配付することにより使用促進を図る。 ・ 使用割合（数量ベースまたは金額ベース）が低く、影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問等によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。 ・ 県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会等）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナー開催等を行う。 ・ ジェネリックカルテ（本部提供）等で奈良支部の現状を把握、分析のうえ、地域や年齢等ターゲットに即した多種多様なツ	■ KPI：健康宣言事業所数を 1,350 事業所以上とする ○ 医療費適正化 ① 医療資源の適正使用 i) ジェネリック医薬品の使用促進 ・ 早期に使用割合 80%に到達することを目指して、支部の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。（ただし、供給問題等、現下の状況を十分踏まえて、具体的な取組内容は慎重に検討する） ・ ジェネリック医薬品の薬効分類別の使用割合や県・全国平均との乖離、年齢別の使用割合等を、医療機関・調剤薬局ごとに見える化した情報提供ツールを、各医療機関等に配付することにより使用促進を図る。 ・ 使用割合が低く、影響力の大きい医療機関・調剤薬局については、訪問によりジェネリック医薬品の使用についての協力依頼を行う。 ・ 県及び医療関係団体（医師会・歯科医師会・薬剤師会等）と連携し、医師・薬剤師を対象としたジェネリック医薬品使用促進並びに医薬品適正使用に係るセミナー開催等を行う。 ・ 「ジェネリック医薬品希望シール」を事業所・加入者へ積極的に配布する。 ・ ジェネリックカルテ（本部提供）などを活用し、奈良支部の現状を分析するとともに、新聞・テレビ・ラジオ等により効果的

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	ルを活用した効果的な広報を行う。 - 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じて支部としてできる取組を推進する。 ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進 - 他支部パイロット事業での取り組み結果をもとに、地域や支部の実情に応じて、医療機関や関係者への働きかけを行う。（ただし、安全性の絶対的担保とバイオシミラー使用により患者負担が増加しない対策がなされることを前提に慎重に対応する。） iii) 上手な医療のかかり方 - 医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診、はしご受診等を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携し、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 - 奈良県医師会との協働事業「健診（検診）とかかりつけ医推進プロジェクト」を通じて、日常的な病気の診療や健康相談等ができる「かかりつけ医」の普及を推進する。 - ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。	な広報を行う。 ii) ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）等対策 - ポリファーマシー、急性気道感染症・急性下痢症に対する抗菌薬処方等の有害事象や効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握した上で、医療関係者への情報提供や、加入者への周知・啓発を図る。 iii) 上手な医療のかかり方 - 医療資源の適正使用の観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診、はしご受診等を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。 - 奈良県医師会との協働事業「健診（検診）とかかりつけ医推進プロジェクト」を通じて、日常的な病気の診療や健康相談等ができる「かかりつけ医」の普及を推進する。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	【重要度：高】 国の後発医薬品にかかる新目標として、「令和11年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の80%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。 また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。 【困難度：高】 いますべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけで	【重要度：高】 医療費適正化基本方針において、「経済財政運営と改革の基本方針2021」で定められた目標である「後発医薬品の数量シェアを、2023年度末までに全ての都道府県で80%以上」に達していない都道府県については、「当面の目標として、可能な限り早期に80%以上に到達することを目標とすることが望ましい」とされている。これを受けて、協会としても80%を達成していない支部について早期に80%を達成する必要がある、重要度が高い。 また、第46回経済・財政一体改革推進委員会社会保障ワーキング・グループ（令和5年4月28日開催）において定められた国の目標である、「2023年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の80%以上」の達成にも寄与するものであることから、重要度が高い。 【困難度：高】 一部のジェネリック医薬品の供給不足が継続しており、協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	は対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。 ■ KPI：1）：医薬品の安定的な供給を前提とし、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※）を年度末時点で対前年度以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2）：バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療費・健診データの分析結果や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。	■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を年度末時点で80.0%以上とする （※）医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする ② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ・医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。 ii) 医療提供体制等に係る意見発信 ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療費・健診データの分析結果や国・県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の実施及び検証 - 保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（ポスター・リーフレット・各種メディア・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業主に理解していただくとともに、指標項目の改善に向けた意識を喚起する。 ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 - 本部と連携し、地域、職域特性等を踏まえた計画的・効果的な広報を実施する。 - 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。 - 健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催及び定期広報誌「けんぽ IZM」による情報提供を行う。 - 健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、奈良県産業保健総合支援センターによる記事	【重要度：高】 効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。 ③ インセンティブ制度の周知 - 保険料率に直接影響のあるインセンティブ制度について、様々な広報媒体（ポスター・リーフレット・各種メディア・ホームページ・定期広報物等）を活用することにより加入者及び事業主に理解していただくとともに、指標項目の改善に向けた意識を喚起する。 ○ 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進 - 本部と連携し、地域、職域特性等を踏まえた計画的・効果的な広報を実施する。 - 健康保険委員委嘱者数の拡大に向け、郵送や訪問により未登録事業所や新規適用事業所への登録勧奨を行う。 - 健康保険委員活動の活性化を図るため、関係団体と連携して研修会の開催及び定期広報誌「けんぽ IZM（年4回）」による情報提供を行う。 - 健康保険制度や健康づくり情報をタイムリーに届けるメールマガジンについて、奈良県産業保健総合支援センターによる記事

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	を掲載し、内容の充実を図る。 ・情報提供ツールとして、SNS(LINE)やメールマガジンを効果的に活用するため、新規及び既存の健康保険委員に対し、積極的に登録勧奨を行う。また、支部からのあらゆる広報の機会においても同様に登録勧奨を行う。 ・支部内の広報委員会を毎月開催し、本部提供の全支部共通広報資材の活用等による効率的で効果的な広報を計画的に実施する。 ・加入者等の理解促進にあたっては、「顔の見える地域ネットワーク」を積極的・効果的に活用する。 ■ KPI：1) SNS (LINE 公式アカウント) を運用し、毎月情報発信を行う 2) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.4%以上とする 3) 健康保険委員の委嘱事業所数を対前年度以上とする	を掲載し、内容の充実を図る。また、メールマガジンを情報提供ツールとして積極的に活用するため、新規に健康保険委員の登録をする際や健康保険委員でメールマガジン未登録の方に対して積極的に登録勧奨を行う。 ・支部内の広報委員会を毎月開催し、本部提供の全支部共通広報資材の活用等による効率的で効果的な広報を計画的に実施する。 ・加入者等の理解促進にあたっては、「顔の見える地域ネットワーク」を積極的・効果的に活用する。 ■ KPI：1－1) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 57.3%以上とする。 1－2) 健康保険委員に委嘱事業所数を対前年度以上とする。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
3. 組織・運営体制関係	○ 人事・組織 ① 組織運営体制の強化 ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 ・事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを着実に回していく。 ② 研修計画に基づく人材育成の確実な実施 ・支部の課題に対し、OJT及び外部講師による研修等を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。 ○内部統制等 ① リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、協会の規程に基づき、リスク管理の重要性を理解した上で常に高い意識を持った業務遂行を徹底する。 ・定期的に緊急時の連絡体制等を確認するとともに、初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。	○ 人事・組織 ① 組織運営体制の強化 ・業務処理の更なる標準化、効率化、簡素化を推進し、保険者機能強化に向けた組織体制を整備する。 ・事業計画の進捗状況は、毎月の定例ミーティングを通じて、事業進捗・事業実績の確認を行い、PDCA サイクルを着実に回していく。 ② 研修計画に基づく人材育成の確実な実施 ・支部の課題に対し、OJT及び外部講師による研修等を効果的に組み合わせることで、加入者サービスの向上を図る。 ○内部統制等 ① リスク管理 ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案対応など、協会の規程に基づき、リスク管理の重要性を理解した上で常に高い意識を持った業務遂行を徹底する。 ・初動対応マニュアルを活用した定期訓練及び安否確認模擬訓練、リスク管理規程に基づく自主点検（個人情報に関する事項/毎月、全項目/年2回）等を通じて、日頃からのリスク対応に関する意識付けを行う。

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	② コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ③ 個人情報保護の徹底 ・全職員に対象とした研修を実施するほか、支部独自の個人情報保護に関するチェックシートによる理解度の確認及び確認結果のフィードバックを行い、個人情報保護に関する意識の徹底を図る。 ・年2回の個人情報保護委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して個人情報保護に係る取組みの検討、審議を行うことにより、個人情報保護の意識徹底の更なる推進を図る。 ○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、入札時には十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の分析を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約における調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。 ・契約内容の疑義について、顧問弁護士を活用のうえ適切な契約	② コンプライアンスの徹底 ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその周知・徹底を図る。 ・年2回のコンプライアンス委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催してコンプライアンスに係る取組みの検討、審議を行うことにより、コンプライアンスの更なる推進を図る。 ③ 個人情報保護の徹底 ・全職員に対象とした研修を実施するほか、支部独自の個人情報保護に関するチェックシートによる理解度の確認及び確認結果のフィードバックを行い、個人情報保護に関する意識の徹底を図る。 ・年2回の個人情報保護委員会の定期開催に加え、必要な都度、委員会を開催して個人情報保護に係る取組みの検討、審議を行うことにより、個人情報保護の意識徹底の更なる推進を図る。 ○ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 ・調達における競争性を高めるため、入札時には十分な公告期間及び履行期間の確保を図り入札参加業者数の増加に努めるとともに、一者応札となった入札案件については、その要因の分析を行い、一者応札案件の減少に努める。 ・契約内容及び調達方法の見直しを行うことで、費用対効果及び競争性を高めると共に事務の効率化を図る。 ・支部の事務経費の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等

令和7年度奈良支部事業計画(案)

分野	新（令和7年度）	旧（令和6年度）
	締結を行う。 ・支部の事務経費の管理徹底、支部内の手続き事務の簡素化等により職員のコスト意識を高める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	より職員のコスト意識を高める。 ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

課題認識の共有に基づく令和7年度支部事業計画・予算の策定

○ 令和5年度から、支部事業計画・予算の策定について、支部でエビデンスに基づく事業実施ができるよう、「現状評価・課題・重点施策」の策定から始まるスケジュールとして、見直しが行われた。

○ 加えて、支部での取組が一層促進されるよう、令和5年度の支部予算より、特別枠が創設された。



令和7年度の支部事業計画・予算の策定についても、令和5年度・令和6年度と同様となる。

奈良支部の令和7年度保険者機能強化予算の予算枠

○ 医療費適正化等予算 → 9,951,000円（令和6年度:9,951,000円）

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算8億円を、全支部一律に定額部分600万円を設定した上で、残りを加入者数で按分・加算し、効率化分(3%)を差し引いた額。

なお、**特別枠基準額として、別途2,460,000円**の予算が設定されているが、基準額以上の予算要求に制限を設けていない。

○ 保健事業予算 → 31,677,000円（令和6年度:31,677,000円）

予算の算出基準:協会けんぽ全体予算40億円を、40歳以上の加入者数で按分し、効率化分(3%)を差し引いた額。

なお、**特別枠基準額として、別途7,830,000円**の予算が設定されているが、基準額以上の予算要求に制限を設けていない。

現状評価の概要

課題	区分	概要
1 ジェネリック医薬品の使用促進		・令和5年度ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は最終（令和6年3月診療分）79.7%と目標に達していない。 ・また、令和6年1月診療分は80.2%と初めて80%を超えたが、それ以降は80%を下回り令和5年度は目標達成に至らなかった。 ・直近の令和6年4月～5月診療分はともに80.4%となったが、全国順位は46位となっている。 ・メーカー不祥事等における供給問題等への不信感が関係機関や一部医療機関の阻害要因となっている。 ・金額ベースでの使用割合についても令和6年3月診療分で48.3%と全国最下位（47位）となっている。 （新たに設定された副次目標：後発医薬品の金額シェアを2029年度末までに65%以上）
2 保健関係	健診	・令和5年度の生活習慣病予防健診実施率は54.8%であり、過去最高の実施率となったが、KPI（56.0%）には届かず全国平均を下回っており、全国40位（令和4年度：全国43位）に位置している。 ・事業者健診データ取得率については、自己負担額引き下げに伴う生活習慣病予防健診への切り替え、公務組織加入者の共済組合への移行の影響もあり、令和4年度から3.4%減少し、12.3%となった（全国6位）。 ・被扶養者の特定健診実施率については、加入者数の減少等の影響により令和4年度から1.1%減少し、32.4%（全国8位）。
	特定保健指導	・健診機関による健診当日の特定保健指導の実施促進、Zoomを活用した遠隔面談の実施、健康経営の普及に伴う特定保健指導の利用増加により、令和3年度以降、被保険者の特定保健指導実施率が増加していたが、令和5年度は令和4年度から3.4%減少し、20.3%となった（全国29位）。 ・被扶養者の特定保健指導については、健診機関と連携し、無料集団健診当日の特定保健指導を推進しているが、令和4年度から6.9%減少し、18.3%となった（全国16位）。

現状評価の概要

課題	区分	概要
3 医療費適正化とコラボヘルスの推進	医療費の状況	・加入者一人当たり医療費について、総額ではほぼ全国平均並みであるが、診療種類別では内科診療が全国平均を上回り、歯科診療・薬局調剤が全国平均を下回る状況が続いている。 ※令和5年度全国比 ・入院（103.1%）・入院外（108.2%）・歯科（96.4%）・薬局調剤（80.5%）
	健康経営優良法人	・健康経営優良法人認定は、前回から申請料が有料化されたものの、認定事業所数は着実に増加している。 2023認定（令和5年3月発表）143法人 → 2024認定（令和6年3月発表）188法人
	「ご家族の健診プロジェクト」	・R5年度「ご家族の健診プロジェクト」参加事業所の特定健診受診率は32.8%と奈良支部全体の32.4%を上回る。
4 メンタルヘルス対策の推進		・令和5年10月の傷病手当金の年齢階級別件数の構成割合は45～49歳代が全国比106.1%となっており、働き世代における40～59歳までの全てにおいて全国平均を上回っている。 ・傷病別件数割合でみると、「精神及び行動の障害」が33.81%と最も高く、全体の3分の1以上を占めている。
5 睡眠対策		・睡眠で休養がとれていない者の割合が全国平均を大きく上回っている。（男性46位、女性45位） ・2020年度以降割合が微増傾向にあり、また男女ともに数年間連続して下位に低迷している。 ・不芳な睡眠は、認知症、メンタルヘルス不調を含め様々な疾病の原因の1つとなり得るため対策が必要である。

現状評価 に対する課題・重点施策(案)

課題		令和 7 年度の重要施策（案）
1	ジェネリック医薬品の使用促進	・医療機関（薬局）ごとのジェネリック医薬品使用状況を把握できる「見える化ツール」を提供し、医療機関・薬局へジェネリック医薬品への切替え促進を行う。 ・年齢階層が上がるほどマイナス影響度が高い（特に40歳代以上）ため、メディアを活用のうえ年齢層を限定した効果的な広報を行う。 ・令和 6 年度に引き続き、ジェネリック医薬品の軽減額通知を実施する。 ・医薬品適正使用促進地域協議会において市内全体のボトムアップに向けた積極的な提言を行う。
2	生活習慣病予防健診受診率の向上	・令和5年度からの健診自己負担額の引き下げにより健診受診者数が増加していること、地域・健診機関ごとの健診受け入れ人数にバラつきがあること（特に西和医療圏で顕著）を踏まえ、委託機関の拡大に向けて医療機関と交渉を行う。 ・健診機関から事業所・被保険者に対し訪問・電話やダイレクトメールによる受診勧奨を実施するとともに、新規委託機関拡大の交渉を引き続き行う。 ・中小規模事業所の健診未受診者及び事業所に対し、「生活習慣病予防健診のメリット」や「健診の受診義務」について、分かりやすく訴求したダイレクトメールを送付する。 ・新規適用事業所に対する健診の受診勧奨を行う。
3	医療費適正化と コラボヘルスの推進	・地域密着型の医療情報誌を活用し、上手な医療のかかり方の普及啓発を実施する。 ・奈良県医師会との連携強化事業である「ご家族の健診プロジェクト『かかりつけ医×特定健診』」について、連携協定を締結した自治体・商工会とも連携のうえ推進するほか、上手な医療のかかり方等の普及啓発を連携して実施する。 ・県内自治体及び商工会等との連携協定締結等による普及促進活動強化やセミナー・新聞・テレビ等の広報によるコラボヘルスに関する啓発を実施する。 ・特定保健指導が未実施または実施率が低い事業所に対し、職員、保健師による訪問事業を実施する。
4	メンタルヘルス対策の推進	・奈良産業保健総合支援センターによる広報誌への記事連載等、連携の充実を図るとともに、健康宣言事業所等に対し、オンライン形式も含めたメンタルヘルス対策の健康講座を実施する。
5	睡眠対策	・睡眠課題解消に向け、令和 6 年度に実施した分析結果等に基づき、特徴のある集団（年齢や性別等による個人を特定、業態を絞った宣言事業所等）をターゲットとしたうえで分析結果等をフィードバックし、効果的な事業展開を実施する。

令和7年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
	①ジェネリック使用促進セミナー	2 8	2 8	継続
	②医師会と連携した「かかりつけ医」推進啓発活動	3 6 3	0	事業継続、費用発生なし
	③ジェネリック医薬品に関する周知用封筒作成	5 9	5 9	継続
	④メンタルヘルス対策セミナー及び広報の実施	6 2 2	—	項目変更
企画部門経費		1, 0 7 2	8 7	
	①定期広報誌「協会けんぽなら健康だより」の発行	9 9 9	1, 0 3 0	継続
	②インセンティブ制度の周知（リーフレット等の作成）	6 0 5	6 0 5	継続
	③申請書記入誤り減少に特化したチラシの作成	—	1 2 9	新規
紙媒体による広報経費		1, 6 0 4	1, 7 6 4	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和7年度奈良支部保険者機能強化予算(案)

令和7年度医療費適正化等予算

(単位:千円)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
	①「県民だより」による奈良支部事業の周知広報	1, 3 5 3	1, 3 5 3	継続
	②地元紙への広告・記事掲載	1, 4 3 0	1, 2 6 5	継続
	③奈良支部の各事業にかかる普及啓発	1, 1 0 0	9 9 0	継続
	④「上手な医療のかかり方」に係る普及啓発	—	2, 3 7 6	新規
	⑤ジェネリック医薬品使用促進に関するバス広告	9 1 9	—	廃止
	⑥ジェネリック医薬品普及促進に向けた各種WEB広告	1, 8 7 0	—	項目変更
	⑦ジェネリック医薬品普及促進に向けたインターネットラジオ広告	5 8 3	—	項目変更
	⑧ジェネリック医薬品普及促進に向けた各種メディア広告	—	2, 0 9 0	新規
その他の広報経費		7, 2 5 5	8, 0 7 4	
医療費適正化等予算枠 9, 9 5 1千円		9, 9 3 4	9, 9 2 5	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和6年度医療費適正化等予算(特別枠)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
企画部門経費	①分析結果に基づく睡眠習慣改善アプローチ (旧：睡眠に関する実態調査と分析)	1 2, 7 6 0	5, 0 6 6	新規
特別枠基準額 2, 4 6 0千円		1 2, 7 6 0	5, 0 6 6	

令和7年度保健事業予算

(単位:千円)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
	②事業者健診委任状取得費（健診機関）	1 1 0	4 4	継続
	③事業者健診データ作成等経費（事業主）	3 8 5	2 7 0	継続
	④事業者健診結果データ取得に係る外部委託	5, 2 7 0	5, 8 1 2	科目変更
	⑤協会主催の集団健診（被扶養者）	5, 2 9 9	5, 2 0 7	継続
	⑥生活習慣病予防健診等未受診者等に対する受診勧奨	-	1, 1 0 0	科目変更
	⑦健診推進経費	8 0 3	-	別枠化
	⑧健診受診勧奨等の印刷物作成	9 9 9	1, 3 1 6	継続
	健診経費	1 2, 8 7 9	1 3, 7 9 9	
	①特定保健指導中間評価時の血液検査費	8 2 5	1, 1 5 5	継続
	②保健指導用等雑費	9 7 2	7 5 2	継続
	③保健指導推進経費	1 9 8	-	別枠化
	④特定保健指導対象者・事業主への利用勧奨	2 2 0	-	休止
	保健指導経費	2, 2 1 5	1, 9 0 7	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。

令和7年度奈良支部保険者機能強化予算(案)

令和7年度保健事業予算

(単位:千円)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
	①生活習慣病予防健診実施機関における受診勧奨（レッドカード事業）	1,980	1,980	継続
	②健診結果に基づいた未治療者に対する受診勧奨	2,235	2,701	継続
	③糖尿病性腎症経費	4,290	4,510	継続
	④歯科医師会と連携した口腔ケア普及事業	-	-	廃止
重症化予防経費		8,506	9,191	
	①「職場まるごと健康宣言」の実施	3,326	2,215	継続
	②コラボヘルスのための健康講座	2,596	3,300	継続
	③健康経営の普及を目的としたセミナーの開催	713	549	継続
コラボヘルス事業経費		6,637	6,064	
	①奈良市・奈良市医師会と連携したCOPDの啓発及び禁煙外来受診勧奨	1,276	-	廃止
	②奈良市・奈良市医師会と連携したロコモティブシンドローム・脂質異常症予防	-	550	新規
	③保健事業実施計画アドバイザー経費	164	166	継続
その他の経費		1,440	716	
保健事業予算 31,677千円		31,677	31,677	

令和7年度保健事業予算(特別枠)

(単位:千円)

項目		令和6年度予算	令和7年度予算	備考
保健指導経費	②中小規模事業所の未受診者及び付加健診対象者に重点化した受診勧奨	2, 0 4 2	-	科目変更
保健指導経費	③特定保健指導対象者の減少要因分析	1, 8 9 6	-	廃止
特別枠基準額 7, 8 3 0千円		3, 9 3 8	-	

※端数処理において合計金額が相違する場合があります。